

2017年6月15日

文教社会常任委員会資料

子ども生活部すみれ教室

町田市子ども発達支援計画の策定について

児童福祉法の一部改正により、市町村に策定が義務付けられた「障害児福祉計画」を策定するにあたり、町田市では、障がいの有無が明確でない子どもを含めた支援計画と位置づけ、「新・町田市子どもマスタープラン」の下位計画として「町田市子ども発達支援計画」を策定します。

1 計画策定の体制（別紙参照）

市長から「町田市子ども・子育て会議」に、計画案の作成を諮問しました。計画案の作成にあたって、4名の方に臨時委員としてご参加いただいています。

また、「庁内検討会」を組織して、総合的な調整、策定方針及び計画案との連携を図りながら本計画を策定します。

（臨時委員）

- ・障がい者団体の代表1名
- ・障がい児支援に係る事業者の代表1名
- ・学識経験者1名
- ・養護学校教諭1名

2 ニーズ調査について

本計画策定に際して、障がい児やその保護者の状況や実態等を把握するため、アンケート調査およびヒヤリング調査を行います。

（アンケート調査）

障がい児等と、日常的にかかわっている施設に、実態やお考え等を伺います。

- ・障がい児の保護者など（約2,500名）
- ・幼稚園・保育園等、小中学校など（約150施設）
- ・郵送及びインターネットによる無記名回答
- ・調査期間 2017年6月16日から6月30日

（ヒヤリング調査）

アンケート結果について、より詳しく実態を把握するため、医療機関、訪問看護ステーション、都立町田の丘学園などの専門機関へのヒヤリングも行う予定です。ヒヤリング期間は2017年7月中旬以降を予定しています。

3 スケジュール

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 2017年6月 | ニーズ調査実施 |
| 7月 | ヒヤリング調査実施 |
| 9月 | 計画素案の完成（2017年（平成29年）第3回定例会で行政報告） |
| 12月 | 計画案完成・パブリックコメントの実施 |
| 2018年3月 | 計画完成（2018年（平成30年）第1回定例会で行政報告） |

町田市子ども発達支援計画（障害児福祉計画）の策定について

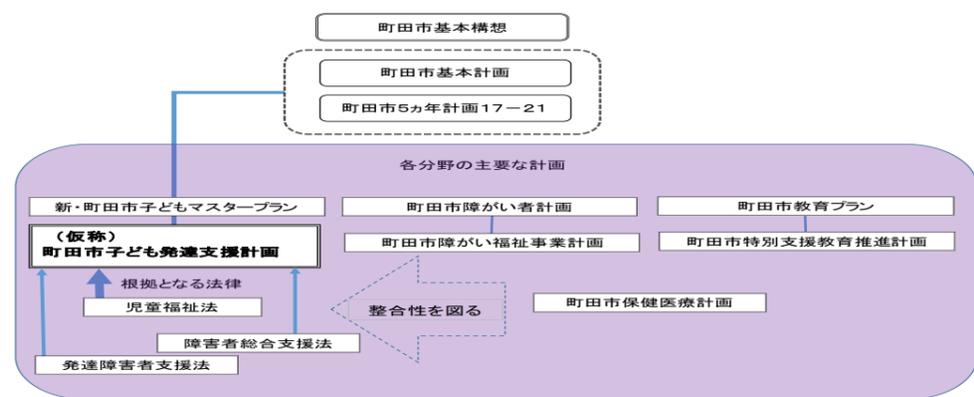
1 計画の位置付け

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「児童福祉法」で策定が義務付けられた「障害児福祉計画」として策定します。策定にあたっては、厚生労働大臣が定める基本指針に即して策定します。さらに町田市では、障がいの有無が明確でない児童も含めた支援計画とするため、名称を「町田市子ども発達支援計画」とします。

「町田市基本構想」、「町田市基本計画」、「町田市5ヵ年計画 17-21」、「新・町田市子どもマスタープラン」を上位計画として策定します。また、「町田市障がい者計画」及び「町田市障がい福祉事業計画」、「町田市教育プラン」、「町田市特別支援教育推進計画」、「町田市保健医療計画」など、他の関連計画との整合性を図ります。

対象年齢は0～18歳未満とします。



(参考) 町田市における障がい児に関する計画と根拠法令は、主に以下のとおりです。



(2) 計画の期間

本計画の期間は、2018年度を初年度とし、2020年度までの3ヵ年とします。

	'15	'16	'17	'18	'19	'20	'21	'22	'23	'24
新・町田市子どもマスタープラン	新・町田市子どもマスタープラン (2015~2024)									
	子ども・子育て支援事業計画 (2015~2019)					子ども・子育て支援事業計画 (2020~2024)				
(仮称) 町田市子ども発達支援計画					(仮称) 町田市子ども発達支援計画 ← (2018~2020)					
町田市障がい者計画	第5次町田市障がい者計画 (2016~2020)									
町田市障がい福祉事業計画	第4期 町田市障がい福祉事業計画 (2015~2017)				(予定) 第5期 町田市障がい福祉事業計画 (2018~2020)					
町田市教育プラン	町田市教育プラン (2014~2018)									
町田市特別支援教育推進計画	町田市特別支援教育推進計画 (2015~2019)									
町田市保健医療計画	第5次町田市保健医療計画 (2017~2022)									

2 計画の基本的な考え方

町田市の障がい児施策は、1972年に町田市療育園「すみれ教室」として設置されるなど、先進的な取り組みが評価されてきました。その後の支援費制度の導入等の制度改正、放課後等デイサービスの急伸、発達障がいの概念の普及などの環境変化の中で、知的障がい児について支援の充実が見られました。一方で重症心身障がい児や日常的に医療的ケアが必要な児童の受け皿が市内にない状況も発生しました。そのため、本計画は障がい児の保護者にニーズ調査を行った上で、適切なサービスを提供するために、以下の三点を目的として策定します。

(1) 医療的ケア児と重症心身障がい児の支援を充実します

- 医療的ケア児とその保護者の相談窓口を整備します。
- すみれ教室で医療的ケア児等への対応のために、医療と連携をした体制づくりを進めます。
- 保育園、幼稚園、学校等で医療的ケア児の受け入れを進め、家庭の負担を軽減します。

(2) 発達障がい児を切れ目なく支援します

- 乳幼児期から学齢期まで継続して発達について相談できる体制を整えます。

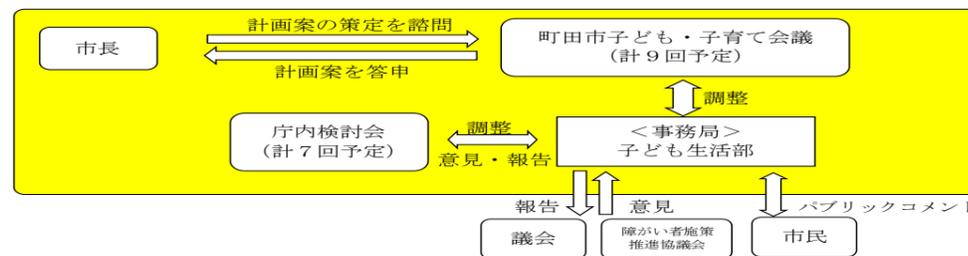
(3) サービス等利用計画の作成を支援します

- 「サービス等利用計画」により一人ひとりに合った計画に基づく給付認定を行っていきます。
- 放課後等デイサービスの運営事業者等と連携し、支援の質を確保します。

3 計画の策定体制

市長が「町田市子ども・子育て会議」に計画案の策定を諮問し、答申を受けます。また、他の計画との整合性を図るため、庁内検討会により他の部署と連携します。計画については、町田市障がい者施策推進協議会の意見聴取、市民に対するパブリックコメントなどにより、広く意見を取り込みます。子ども生活部は事務局として「会議の開催・運営」や「関係計画との調整」などの役割を担います。

また、計画の策定にあたっては、障がい児及び保護者へのニーズ調査を実施します。



【町田市子ども・子育て会議】 委員数：18名 事務局：子ども生活部子ども総務課・すみれ教室

◇構成員：学識経験者2名、事業者の代表4名、事業の従事者の代表4名、保健医療団体の代表1名、経済系団体の代表1名、公募による保護者3名

◇臨時構成委員：障がい者団体の代表1名、障がい児支援に係る事業者の代表1名、学識経験者1名、養護学校教諭1名

【庁内検討会】 障がい福祉課、保健予防課、教育センター、市民病院医事課、児童青少年課、保育・幼稚園課、子育て推進課、子ども家庭支援センター、すみれ教室